

(非賣品)

(第二回帝國議會問題に關して)

明治二十一年九月  
自由俱樂部

議員  
總會

決議錄

# 自由俱樂部決議

(明治二十四年九月)

一 自由俱樂部は第二回帝國議會問題を討議するか爲め明治二十四年九月二日を以て本俱樂部議員の總會を開きたり本日に於ては先づ幹事より今回を以て本會を開ける旨趣及本會開會に關する準備の始末を陳述し並に創立以來今日に至るまでの會計報告を爲し又今日に至るまで各部員より提出したる政務調査上の書類を各議員に配付し然る後今回會議に付すべき議案を調成せしむべき委員五名を選舉したり

一 翌三日及四日を以て右委員會を開きたり

一 其翌五日及六日を以て更に總會を開きたり

此の總會に於ては先づ右の委員より該委員會の決議及調査を報告

し尋て該委員報告書に就き討議を盡したる上乃ち左の如き議決を爲したり

#### (第二) 明治二十四年度剩餘金支出方法

本件に就ては議員の意見四種に分れたり其一は曰く本項剩餘金は地租徵收期限改正の爲め充用すべしと其二は曰く高利公債償還に充つべしと其三は曰く町村基本財産に當つべしと其四は曰く非常豫備金と爲すへしと討論二日に涉ると雖も未だ一決するに至らず因て姑く左の如き議決を爲したり曰く本件に就ては本俱樂部員の一層多く出京するを待ち再び會議を開きて議決すへし

#### (第二) 集會及政社法改正

本項は大体に於て第一期議會の節衆議院の議決したるものと可となし其詳細は更らに熟考を費して決定すへし

#### (第三) 新聞紙條例改正

#### (第四) 出版條例改正

右二條例に就ては前議會の節已に改正案を提出したる者ありしなれど未だ衆議院のみの議決をさへ爲すことを能はざりし次第なり而して此改正に於ては第一自由の主義に基き第二憲法の明文に照らし大に言論の自由を開くに足るへきものと爲らしむること勿論の事なりとす

#### (第五) 保安條例廢止

此は前日衆議院に於て議決したる通り斷然廢止すべし

#### (第六) 議院法改正

立法院の体面を正し議院及議員の權利を擴充する目的を以て之を改正すべし

(第七) 衆議院議員選舉法改正

本項に就きては左の諸件を改正の最も主要あるものと爲す

- 一 選舉權被選舉權を擴張する事
- 一 選舉區の區域を現行法よりも廣大にする事
- 一 被選權は當に其人の納稅地のみに限らず廣く納稅地外にも通して之を得べき事
- 一 更に罰則を嚴密にする事

(第八) 衆議院規則改正

本規則第十八條を改正し豫算委員の數を減して之を四十五名と爲すへし

(第九) 府縣制改正

本改正は府縣會議員を直選とし參事會の組織を改むるを以て其主

要なるものと爲すべし

(第十) 郡制改正

本改正は左の件々を以て主要なるものと爲す

- 一 郡會議員の選舉を直選と爲す事
- 一 郡參事會の組織を變更する事
- 一 郡會議員選舉に關し大地主の特權を廢する事
- 一 郡長を公選する事

(第十一) 市町村制改正

本改正に於ては斷じて選舉人に於ける階級を廢すべし

(第十二) 登記法改正

本改正に於ては今日の如く別段に登記所を設置することを廢し其事務を郡長若くは町村長に委托するものと爲すべし

第十三 國稅徵收法改正

本改正に於ては今日の如く直稅署間稅署を設置するを廢し其事務は郡長をして之を取扱はしむるものと爲すべし

第十四 官有財產管理法

嚴密なる方法を立つべし

第十五 地租の負擔を輕減する事

第十六 二十五年度豫算

二十五年度豫算は未た政府の原案に接到せざるが故之を如何様に増減すべき耶否耶今日正確の意見を立つること能はすと雖も政費節減は我輩宿論の存する所なれば其經常費の如きは二十四年度豫算より更らに幾層の節減を爲すに果すへし

第十七 官制改革上奏

本改革は冗費を節し事務の簡便を謀るを目的と爲すへし  
第十八 特赦を請ふの上奏

是は前議會の時に於ても已に衆議院より上奏したるとなれど今日に至つて未た其結果を見ざるに由り更らに其旨趣の貫徹すべき書面を作りて再び上奏すへし

○右第一より第十八に至るまでの改正法案若くは上奏案等は本俱樂部に於て今より委員を選定し大凡四十日間を期して之を起草せしめ更らに會議を開きて熟議すへし

第十九 明治廿四年敕令第四十六號の不承諾

政府は廿四年五月十六日の日付を以て帝國憲法第八條に依ると稱し敕令第四十六號を發したれども是は議會に於て承諾せざるものと爲すべし

○右第一より第十九に至るまでは第二期議會に對して本俱樂部員より本俱樂部の協議を經て提出すべきものとす

第二十 地價修正

本俱樂部の會議に附せず

第二十一 裁判所構成法改正

地方裁判の合議制を廢し控訴院の數を減すべし

第二十二 北海道道會法

本俱樂部の調查に付すべし

第二十三 會計法改正

本年の議會に於て繼續委員の調査より附すべし

第二十四 徵兵令改正

右に同じ

第二十五 兵役稅法

本俱樂部の調査に附すべし

第二十六 海關稅法

本年の議會に於て繼續委員の調査に附すべし

第二十七 森林法

右に同じ

第二十八 集會取締法

本俱樂部の調査に附すべし

第二十九 輸出稅全廢

輸出稅は遂に全廢すべきものと信ずれども一國會計の未だ整頓せず條約改正の未だ實行に至らざる今日に於て遽に之を實行せんとは事實爲し得べきものあるや又之を實行して果して時宜に適する

や否此點に至つては猶熟考を費すへきものあるに由り更らに本俱樂部の調査に付すべし

第三十) 民法改正

本年の議會に於て繼續委員に附托すべし

第卅一) 商法改正

右に同じ

第卅二) 菓子税廢止

第十三) 賣藥稅則改正

第三十四) 船稅車稅を地方稅に變する事

第三十五) 酒造稅則改正

第三十六) 北海道及沖繩縣より國會議員を擇出せしむる事

第三十七) 北海道特別町村法

右六項本俱樂部の調査に附すべし

第三十八) 明治十三年第十六號布告改正

其改正を可とす

第三十九) 明治十五年第七十號布告廢止

其廢止を可とす

第四十) 明治廿一年法律第一號改正

其改正を可とす

第四十一) 明治廿二年法律第二號改正

本俱樂部の調査に附すべし

第四十二) 明治廿二年法律第三號改正

右に同じ

第四十三) 明治二十二年法律第十二號廢止

其廢止を可とす

(第四十四) 明治二十三年法律第八十四號改正  
本俱樂部の調査に附すへし

(第四十五) 酒造稅附則改正建議

右に同し

(第四十六) 高等中學廢止

右に同し

(第四十七) 治水に關する建議

本年の議會に於て繼續委員の調査に附すへし

(第四十八) 北海道の行政組織を更革し拓地殖民事業の方針を一定す  
べき建議

本俱樂部の調査に附すへし

(第四十九) 刑法改正

本年の議會に於て繼續委員の調査に附すへし

(第五十) 辯護士法

其法案を見て可否を決す

(第五十一) 戸籍法

(第五十二) 郡分合法

(第五十三) 外國に於ける日本婦人保護法

(第五十四) 興業銀行條例

右四項本俱樂部の調査に附すへし

(第五十五) 職工條例

今日に於ては否決すへし

(第五十六) 更らに軍艦を製造する事

(第五十七) 砲臺建築を急にする事

右二項本俱樂部の調査に附すへし

(第五十八) 海底電線を架設する事

延期すへし

(第五十九) 府縣監獄費を國庫支辨に變する事

(第六十) 大學獨立の基本財産を設くる事

(第六十二) 鐵道布設若くは買上

右三項本俱樂部の調査に附すへし

右の外今後の形勢如何に由り新に議案を提出すべき必要の事件を生したるときは更に其時を以て之を議定すると勿論の事なるへく又本年の議會に於て政府に質問せんと欲する事件の如きは多々之れあるへしと雖も今は姑く之を掲載せず

明治二十四年九月十日印刷

東京芝區南佐久間町二丁目十八番地

印刷者 松澤才馬

